

令和2年9月市議会 教育厚生委員会資料

第124号議案 長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

目次

	頁
1 主な改正内容	1
2 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表（抜粋）	2～3

市民健康部

令和2年9月



1 主な改正内容

(1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例

- ア 根拠法令 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）
地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）

イ 改正の内容

低未利用土地等（※1）の利用促進の観点から、所得税法等の一部が改正され、都市計画区域内にある個人が所有する低未利用土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（500万円以下）を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合には、その年の長期譲渡所得の金額から100万円を限度額として控除することができることとされた。合わせて地方税法の一部が改正され、国民健康保険税についても同様の課税の特例が定められたことから、条例の関係規定の整備を行うもの。

（※1）「低未利用土地等」とは、具体的には、空き地及び空き家・空き店舗等の存する土地並びに当該空き家・空き店舗等をいう。

（例）売主（国保被保険者）が所有する低未利用土地等を買主に500万円で売却（譲渡）した場合（譲渡所得計算上の諸経費を250万円とする。）

◆国民健康保険税（所得割額）

【現行】

長期譲渡所得
課税標準額（500万円－250万円）－基礎控除33万円
×所得割率13.4%（※2）
＝290,780円……①

【改正後】

長期譲渡所得
課税標準額（500万円－250万円－100万円）－基礎控除33万円
×所得割率13.4%
＝156,780円……②

今回新設された控除

◎影響額（②－①） ▲134,000円

（※2）医療分8.1%+支援金分3.0%+介護分2.3%=13.4%

ウ 施行日等 令和3年1月1日。令和3年度以後の国民健康保険税から適用する。

2 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
<p>○長崎市国民健康保険税条例 昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第31条（略） 附則 1～9（略） （長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第6条、第9条、第12条及び第28条の規定の適用については、第6条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）</p> <p>11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲</p>	<p>○長崎市国民健康保険税条例 昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第31条（略） 附則 1～9（略） （長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第6条、第9条、第12条及び第28条の規定の適用については、第6条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）</p> <p>11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲</p>

渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項 _____ 又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。